川崎市議会告示第１号

　川崎市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

　　令和８年４月１日

川崎市議会議長　原　　典　之

川崎市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和５年川崎市議会告示第３号）の一部を次のように改正する。

第３条第８号中「第１２条第３項の被保険者証」を「第２０１条の２第１項に規定する被保険者番号等」に改め、同条第１２号中「第１９条の４第１項第５号」を「第１９条の４第１項第４号」に改める。

附　則

この規程中第３条第８号の改正規定は令和８年４月１日から、第３条第１２号の改正規定は令和８年６月１４日から施行する。